

No.367
2018
7/2



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



「会社によって意図的につくられた要員不足」と「必要な要員が確保されていない中での委員会活動等により、時季変更権が濫発されている」状況の是正を求めた「不当労働行為救済申し立て」

7/2 都労委第7回調査開催!!

前回第6回調査において、東京都労働委員会からの提起もあり、組合から会社に対して以下3点の和解条件を示した事に対する回答を受けました。

- ①年休失効原因が会社にあることを認める事
- ②職場に年休失効の同事象があるか平成25年度までさかのぼり調べる事
- ③年休失効に対する具体的救済を行う事

会社からは

- ①「会社として課題が無いとは言えない」
- ②「過去の事は解決している」
- ③「保存休暇の拡充など解決してきている」

労働組合と向き合う
会社の姿勢は不真面目だ!



と、『一部責任を認める』も和解成立には至りませんでした。

よって、八王子地本は申し立て（6/5）以前の会社による不誠実団体交渉について都労委に“救済申立”を訴えてきましたが、以降も会社の姿勢は変わっていない事から、申立以降も続く会社の不誠実な姿勢について追加申立も検討し、都労委を活用したたたかいを継続していきます。

会社の不誠実な姿勢を断固許さず、
第三者機関を活用してたたかおう!



次回 第8回調査
9月19日10:30~